

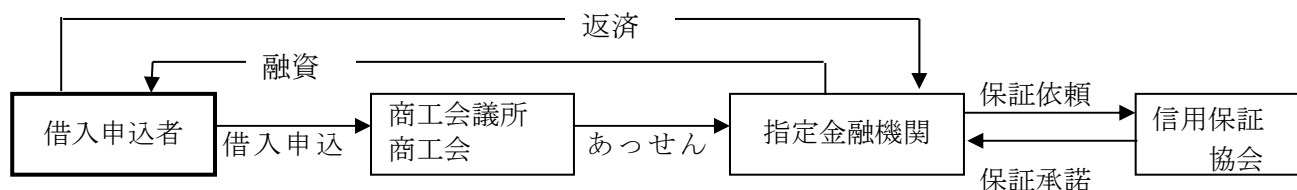
|       |  |
|-------|--|
| 資金名   | 短期運転資金   |
| 融資対象  | 県内に事業所を有し、現に事業を営む者で、次のいずれかに該当するもの<br>1 中小企業者<br>2 共同事業を行う組合<br>3 中小企業者である組合員に転貸する組合  |
| 資金使途  | 運転資金（借換資金も含む）  |
| 融資限度額 | 3,000万円以内<br>（組合転貸の場合は、1組合員あたり3,000万円以内）   |
| 融資利率  | 1.40%  |
| 保証料率  | 0.25%～1.67%  |
| 融資期間  | 1年以内   |
| 担保    | 必要に応じ徴求  |
| 保証人   | 原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。<br>ただし、法人については、一定の場合徴求しないことができる。   |
| 受付機関  | 商工会議所・商工会、中央会（組合関係）、指定金融機関   |
| 必要書類  | 1 信用保証委託申込書（信用保証委託契約書一式）<br>2 納税証明書<br>3 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの）<br>4 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）<br>5 許認可を必要とする業種にあつては、その許認可証の写し<br>6 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績<br>7 個人情報の提供に関する同意書<br>8 決算書、納税申告書等の写し<br>9 その他必要と認める書類<br>[NPO法人の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類]<br>事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、<br>年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し |

## 【融資の流れ】

## 1 指定金融機関申込



## 2 商工会議所・商工会申込



## ※ 組合関係

